

「図書（マンガ）を核としたライブラリー、ミュージアム及びビジネスの展開に関する可能性調査業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）10 月 31 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
まちづくり政策局政策企画部企画課  
電話 (011) 211-2192

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

図書（マンガ）を核としたライブラリー、ミュージアム及びビジネスの展開に関する可能性調査業務

(2) 業務内容

今年度、札幌市では「さっぽろ読書・図書館プラン 2022」を策定し、「基本理念」に「市民の生涯にわたる学びや創造的な活動を支える」を、「基本方針」の 1 つに「全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備」を掲げ、その具体的な施策の展開には「全ての市民の課題解決を支援する」「地域の生涯学習と情報の拠点となることを目指す」などを定めたところ。

2018 年 10 月に開館した札幌市図書・情報館では、「WORK」「LIFE」「ART」の観点で課題解決に役立てるための多様な図書・情報を提供し、都心で働くビジネスパーソンなどの仕事や暮らしの支援にこれまで取り組んできた。開館以来、年間 100 万人規模の来館があり、図書による課題解決について、市民ニーズが高いことが伺えるところ。

この状況を踏まえ、課題解決の幅広いソリューションを提供し、もって市民生活の質の向上に資するため、同館において、現在試験的に扱い始めている、低年齢層からビジネスパーソン、高齢者まで幅広い年代層が親しむ「マンガ」を幅広く活用し、より広い市民の課題解決支援、地域の魅力発信を担う可能性を追求したい。

また、マンガは、本そのものだけでなく、原画等の歴史・文化的な価値が国内外で評価されており、文化資源、観光資源としても注視する必要がある。

加えて、マンガは、コンテンツ産業にも親和性の高い分野であり、札幌市の新たな強みとなる産業の育成していく観点でも、注視する必要がある。

以上を踏まえ、マンガを核とした、図書・情報館の機能（以下「ライブラリー機能」という。）、原画等の展示・保管機能（以下「ミュージアム機能」という。）及びコンテンツビジネスの実施機能（以下「ビジネス機能」という。）の三機能が連携し、それぞれに好影響を与える持続可能な事業スキームの実現可能性を調査する。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

### 3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

### 4 企画書等の提出方法等

- (1) 提出方法  
持参又は郵送とする。
- (2) 提出期間  
令和 4 年 10 月 31 日（月）から令和 4 年 11 月 14 日（月）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。
- (3) 提出先  
上記 1 のとおり。

### 5 提案説明書の交付方法

令和 4 年 10 月 31 日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

### 6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）  
提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）  
企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

### 7 その他

- (1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。
  - ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者
  - イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
  - ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
  - エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。